

若者の契約トラブルに注意

# 18歳で成年!

未成年は法で保護されているため、原則、契約の取り消しができますが、  
18歳になると未成年者契約取消しはできません!

成人として一人で契約を  
結ぶことができます。  
親権者の同意は不要です。

契約を結ぶときは、  
事前に契約内容を  
確認しましょう!

新成人の「経験が浅い  
のに高額な契約ができるが  
解約は難しい」状況を  
悪質事業者は狙っています。

契約や買い物をするときは、  
本当に支払いができるのか、  
しっかりと考えましょう。

成年だからって  
諦めないで!



埼玉県マスコット  
「さいたまっち&コバトン」

成年になってもできる契約取消し等があります!

- クーリング・オフの主張や中途解約
- 消費者契約法による契約取消し
- 法律相談

などの解決策があります。

困ったときは…  
消費者ホットライン

 **188**

に相談しましょう!